令和７年４月から農地の貸借方法が変わります

■変更の経緯 について

国の法改正により、地域農業の将来の在り方を示した「地域計画」を、市町村において令和7年3月末までに策定することが義務付けられました 。「地域計画」とは、町全域において将来にわたって守るべき農地、作物の振興方針、農地の集積方針等を明確化し、目指すべき姿を示した目標地図と合わせた計画で、現在一部の地域を対象に策定されている「人・農地プラン」をより実質化したものです 。「地域計画」の 策定後から農地の貸借方法が変わることとなりますので、概要について以下のとおりお知らせします 。

■貸借手法について

現在は① 経基法による利用権設定（相対） ② 農地法第3条 ③ 農地中間管理事業のいずれかの手法で農地の貸借が可能ですが、「地域計画」を策定し公告した後は 、①の手法による農地の貸借はできないこととなります。下諏訪町は令和7年3月末に地域計画を公告する予定のため、同年4月から経基法による利用権設定（相対）ができなくなります。

現在の農地貸借の手法	令和7年4月以降
①経基法による利用権設定(相対)	廃止
②農地法第3条	継続
③農地中間管理事業	継続

①経基法による利用権設定（相対）

農地法第3条よりも簡易な手続きで農地の貸借ができ、契約の期間が終了すれば農地は地主へと返還されます。令和7年3月末までに契約する利用権については、契約期間満了日まで権利設定が継続しますが、次回更新時からは経基法による利用権設定（相対） の適用外となります。

②農地法第3条による貸借

町農業委員会へ農地法第3条に基づく貸借の許可申請を行う手法です。審査の結果、許可を受けることができれば貸借を行うことができます 。合意解約を行わない限り、従前と同一の内容で契約が更新されます。

③農地中間管理事業による貸借

知事が指定する農地中間管理機構（長野県は公益財団法人長野県農業開発公社）が、農地を貸したい人から借り受けて 、 受け手に対して貸付する事業です。現在は条件として、認定農業者、認定就農者、人・農地プランに中心的経営体として位置付けられている方が事業を活用できることとなっていますが、地域計画策定後は、受け手（個人・法人）及び農地が、地域計画に位置付けられている必要があります。

※農地の条件等によっては、農地中間管理事業を活用できない場合があります。

また、下諏訪町では地域計画の範囲は萩倉の一部地域のみとなっておりますので、他地域においては③貸借方法は使えません。

※経基法：経営基盤強化促進法

農地中間管理事業による貸借イメージ

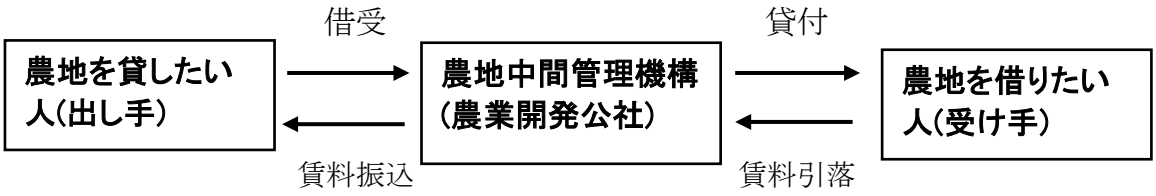

●事業を活用するとどのようなメリットがありますか？

農地を貸したい人(出し手)	農地を借りたい人(受け手)
・安心して農地を貸すことが出来ます	・借受期間中は安心して耕作ができます
・受け手との交渉の手間が省けます	・賃借料の支払い事務を機構が代行します
・賃料は確実に受け取ることができます	

●事業を活用すると手数料は必要ですか？

事務等にかかる手数料はかかりません。

●お困りのことがあれば

下諏訪町　産業振興課　農林係または、農業委員会事務局へご相談ください。

TEL　0266-27-1111(内線275、276)

FAX　0266-28-1511